

公 示

補給統制本部公示第132号

平成23年1月28日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部
調達会計部長 田村洋

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部調達
会計部長之印

平成22年度装備品等（火器車両関連）に係る各種契約希望募集要項

装備品等（火器車両関連）の製造、販売及び役務等に係る契約を希望する者は下記に基づき応募して下さい。

記

1 公募に付する予定品目等

別表のとおり。

2 公募に応募する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成22・23・24年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
ただし、資格の取得に向けて申請中である場合には、競争参加資格審査申請書（写し）及び受理票（写し）を提出すること。

(4) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 補給統制本部が定める「入札及び契約心得」（特に輸入品について注意すること）及び「標準契約書等」を承諾の上、契約を締結することが可能な者であること。

(6) 法令等（武器等製造法、航空機製造事業法、火薬類取締法等）の規定による許可等が必要な場合は、当該許可等を有すること。ただし、許可等の取得に向けて所管官庁と調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む）。

(7) 応募する品目について、必要となる他企業との技術援助契約等を締結している必要がある場合に

は、その証明資料の提出等が可能な者であること。ただし、契約締結に向けて他企業と調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む）。

- (8) 契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関し、法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。ただし、調整中である場合には、調整中であることを証明する資料を提出すること（下請負者を含む）。
- (9) 公募しようとする予定品目等について、製造又は役務の場合は、技術、設備等を有し、売買にあたって販売権を必要とする場合は、当該販売権を有し（取得中である場合には、それを証明する資料を提出すること）、納期を保証できる者であるとともに、不具合及び改修に関する対応が継続的に可能な者であること。

3 応募方法等

- (1) 応募する者は、別記様式の「公募契約希望申請書」（以下、「申請書」という。）により、次の事項を証明する資料を添え（審査結果通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒も同封）、1部持参又は郵送すること。

ア 競争参加資格審査結果通知書（写し）

応募時において競争参加資格審査申請中の者は、競争参加資格審査申請書（写し）及び受理票（写し）を提出し、資格決定後速やかに競争参加資格審査結果通知書（写し）を提出する。

イ 必要な技術又は設備等及び体制を証明する書類（組織図、実施計画、安全管理体制等。なお、希望する品目又はこれと同種の品目等について補給統制本部、防衛省内の他機関等、あるいは、他省庁等への納入実績がある場合は、前記書類を納入実績一覧表（製造、販売及び役務等別、過去5ヵ年）に替えることができる。）

ウ 法令等の規定に基づく許認可等の取得状況（写し）

エ 秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する書類等

オ 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

- (2) 受付期間 平成23年1月28日（金）～平成23年2月7日（月）

なお、提出期限以降も随時申請の受付を行う。ただし、資格を付与した日以降の契約から有効とする。

また、持参する場合は、休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。）を除く。

- (3) 受付時間 午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

- (4) 提出先 〒114-8564 東京都北区十条台1-5-70

陸上自衛隊補給統制本部調達会計部調達管理課審査調整班

電話 03-3908-5121（内線2243）

4 提出資料の審査等

- (1) 応募する者は、3(1)で提出した申請書の添付資料以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、以下の資料（以下、「技術資料」という。）を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き、提出しなければならない。

ア 製造、検査、修理等に必要な技術、機械器具又は生産設備等を有することを証する書類

イ 公募に付する予定品目等の履行に当たり、有している販売権、工業所有権等及び製造企業と締結している技術援助契約を証明する書類（写し）

ウ 特許等工業所有権が必要とする場合は、該当する特許等工業所有権を使用可能であることを証明する書類（写し）

エ その他必要書類

- (2) 申請書及び技術資料（以下、「提出資料」という。）の提出者は、補給統制本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、その都度、説明しなければならない。
- (3) 提出資料の提出者は、補給統制本部の担当者から、製造体制等の調査のために工場等（下請者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等の立ち入りを含め調査に協力しなければならない。
- (4) 提出資料により、品目毎に、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

5 審査結果の通知

申請書を提出した者のうち、指名競争等に参加させることが適當と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果合格通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

6 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、審査結果不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出期限： 審査結果不合格通知書を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
 - イ 提出場所： 3（4）と同じ
 - ウ その他： 書面は持参又は郵送（期限必着）するものとする。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内（休日除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 疑義の再申立て

- (1) 疑義の申立てに対し書面による回答を受理してから3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申立てを行うことができる。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、疑義の再申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 提出資料の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者及び4（1）から同（3）に反した者については、当該品目の契約相手方としない。また、補給統制本部における他の調達品に係る競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出資料の作成、提出及び説明並びに4（3）の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、原則として返却しない。

- (4) 提出資料は提出者に無断で他の目的で使用しない。
- (5) 提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記する。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

9 指名競争候補者の義務等

- (1) 品目毎に調達要求があり、指名競争候補者が複数の場合には指名競争の通知、1者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により指名競争に参加させることが適當とは認められなくなった者又は随意契約の相手方としては適當と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知は行わない。
- (2) 指名競争の通知を受けた者は、必ず入札に参加し、合理的な金額の入札書を提出しなければならない。
- (3) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者からの抹消の請求を行わなければならない。

10 その他の注意事項

- (1) 別表の品目については、当該年度の調達予定、過去の実績及び緊急修理がある場合を想定し記載しているため、今後、必ず調達があることを保証するものではない。また、品目の追加又は削除を行うことがある。
- (2) 応募に当たっては、申請書の添付資料のうち、既に当該年度中に別の調達案件で同一分任支出負担行為担当官に提出している場合、応募者はその旨届け出ることで再度の提出を省略できる。ただし、3(1)イについては既提出年度分以降の、最新年度分等がある場合には提出を要する。

別記様式

公募契約希望申請書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部
調達会計部長 殿

所在地

会社名

代表者名

当社は、補給統制本部公示第132号（平成23年1月28日）の下記の登録番号の品目に関し、提出資料を添えて応募します。

なお、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約いたします。

記

（火器車両）

No	登録番号	No	登録番号	No	登録番号	No	登録番号
1		8					
2		9					
3		10					
4		11					
5		12					
6		13					
7		14					

添付書類

- 1 競争参加資格審査結果通知書(写し)
 - 2 必要な技術又は設備等及び体制を証明する書類（組織図、実施計画、安全管理体制等。なお、希望する品目又はこれと同種の品目等について補給統制本部、防衛省内の他機関等、あるいは、他省庁等への納入実績がある場合は、前記書類を納入実績一覧表（製造、販売及び役務等別、過去5ヵ年）に替えることができる。）
 - 3 法令等の規定に基づく許認可等の取得状況（写し）
 - 4 秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する書類等
 - 5 下請業者に業務を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
- * 添付する書類のみを記述する（ただし、本用紙をそのまま使用する場合には、添付しない書類については取消線を引くものとする）。

平成22年度公募予定品目

登録番号	応募区分	調達予定項目	調達予定品目等	製作元等
732	(部品等)	特殊小銃	特殊工具セット	ヘッケラー&コッホ